

なごやか地域福祉2029

第1章 計画策定にあたって

「地域福祉」とはなんですか？

地域には、年齢や性別、障害の有無、国籍などの特性や背景が異なる様々な人々が、それぞれ異なった生活環境の中で暮らしています。また、同じように多様な人々が、仕事や学校、ボランティア等、それぞれ異なる理由で地域を訪れ、地域の中で時間を過ごしています。つまり、個々の生活環境やライフスタイル等によって地域との関わり方は異なりますが、私たちの誰もが少なからず、生活の拠点として、地域で暮らしを送っているということになります。その普段暮らしている地域で、誰もが安心して暮らせるように、私たち一人ひとりがお互いに協力しあうという考え方が「地域福祉」です。

今、支える側（支え手）と支えられる側（受け手）に分かれるのではなく、誰も役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現が求められています。

地域の誰もが生きがいや役割を持って、つながり支えあいながら、自分らしく暮らし活躍できる、より豊かな地域社会を目指して、地域のすべての構成員が主体的に関わっていくこと。それが、私たちの目指す「地域福祉」です。

地域共生社会とは？

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

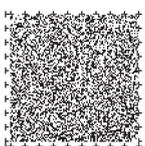


本計画は、この実現を目指して改正された社会福祉法の内容を踏まえて、策定し、取り組みを進めます。

「地域福祉」を進める主体は誰でしょうか？

地域の課題に対して、地域を構成する「私たち」全員が手を携えて、互いに役割を分担しながら、解決に当たることが求められています。

社会福祉法（地域福祉の推進）第4条第2項
地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。



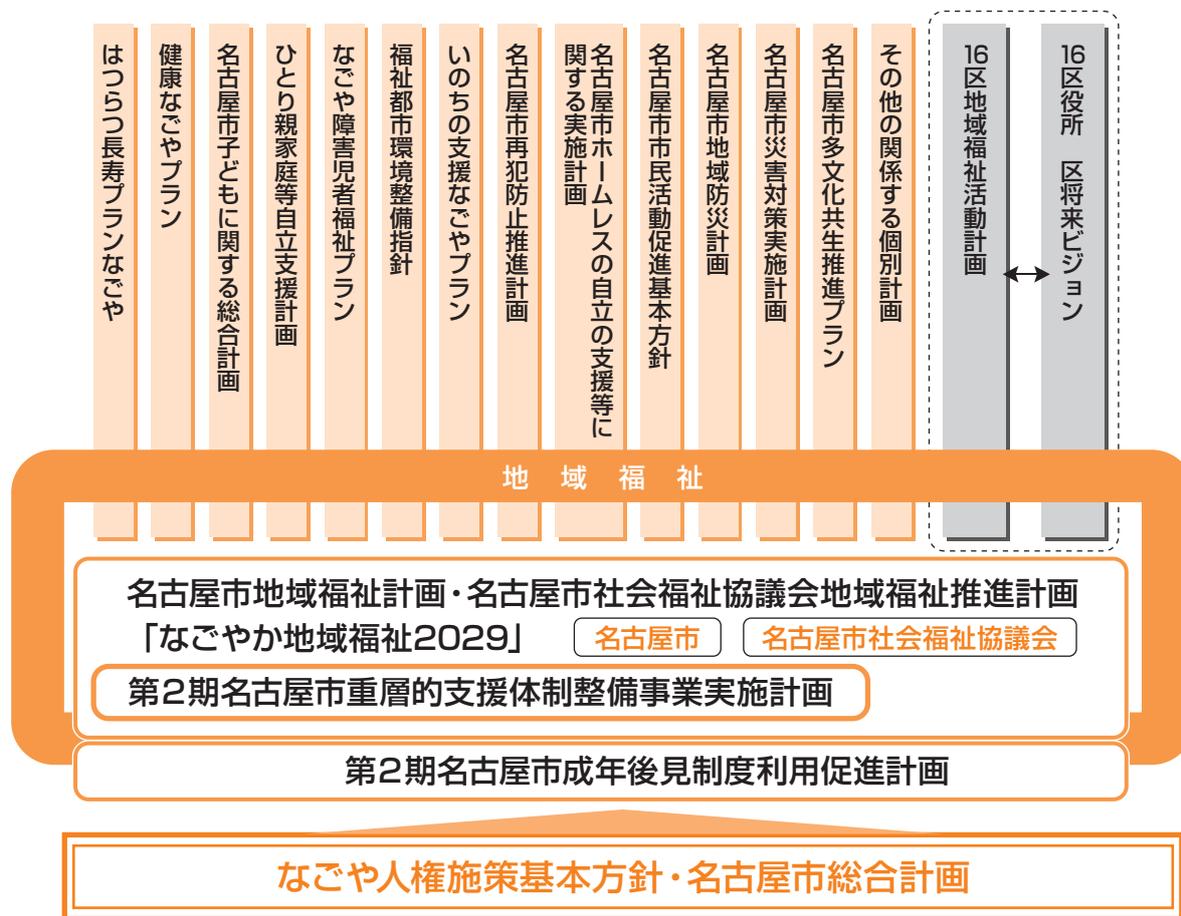
計画の位置づけ

計画期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5か年

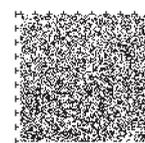
本計画と他の計画との関係

- 市が作成する「地域福祉計画」と名古屋市社会福祉協議会が作成する「地域福祉推進計画」とを一体的に策定します。
- 名古屋市重層的支援体制整備事業実施計画、及び成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく名古屋市成年後見制度利用促進計画との整合性を図ることで、より効果的に地域福祉を推進していくこととしています。



人権を尊重した計画の推進

特定の人を偏見や差別によって地域社会から排除することのないよう、市民一人ひとり、すべての人の人権が尊重され、お互いに支えあい助けあえる地域づくりを目指すことを、最も大切な視点に据えて計画を策定しています。



1 私たちの地域をとりまく現状と課題

令和5年度に、以下のアンケート調査を実施し、その結果を計画の内容に反映させています。

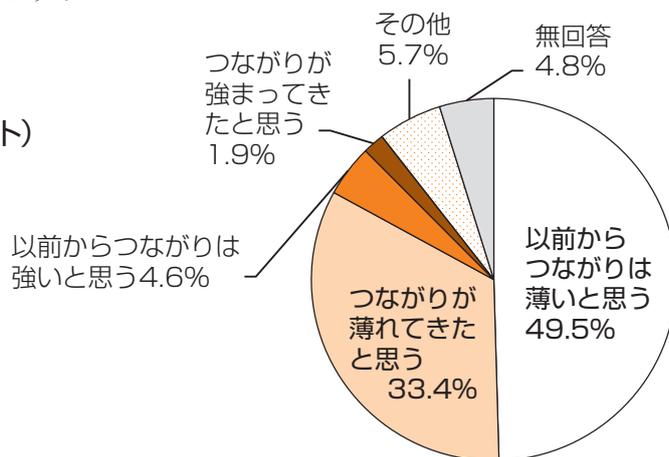
- 市政アンケート（無作為抽出した18歳以上の市民2,000人を対象）
- 団体及び相談支援機関等へのアンケート（1,306の関係団体等を対象）

地域でのつながりの希薄化と孤独・孤立の状態にある人の問題

- ・孤独・孤立の状態に陥りやすい高齢者世帯が増加し、地域でのつながりの希薄化や孤独・孤立の状態にある人の問題が社会問題化する中、周囲と気にかけての仕組みづくりが必要です。
- ・大規模災害に備えた地域づくりが必要です。

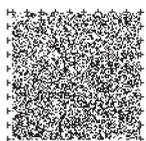
◎地域の人と人とのつながりの認識
⇒「薄い」と回答した割合（市政アンケート）

82.9%



◎近所づきあいの現状と望ましい近所づきあいの程度の関係
⇒今より深い近所づきあいが望まれています（市政アンケート）

近所づきあいの現状 ↓	望ましい → 近所づきあいの程度	困ったときにお互いに助け合う	助け合うまではいかないが、親しくつきあう	たまに立ち話や世間話をする	顔があえばあいさつをする	特につながりを持つ必要はない
困ったときにお互いに助け合っている		91.1	5.4	0.0	1.8	0.0
助け合うまではいかないが、親しくしている		41.2	54.1	1.2	3.5	0.0
たまに立ち話や世間話をしている		30.3	28.5	32.1	7.9	0.6
顔があえばあいさつをしている		21.7	11.8	20.5	44.2	1.7
ほとんどつきあいはない		15.0	5.6	15.9	57.0	6.5
まったくつきあいはない		16.1	4.8	3.2	54.8	21.0



支援が必要な人と必要な支援が結びついていないことの問題

- ・生活課題の多様化・複合化により、支援が必要な状態でも支援が届いていない人や、既存の枠組みでは適切に対応できない事例が発生する中、様々な困りごとを包括的に受け止め、寄り添う支援が必要です。
- ・権利擁護に関する認知度の向上が必要です。

◎既存の公的制度やサービスでは対応できない相談を受けたことがありますか？
⇒「ある」と回答した割合（相談支援機関等へのアンケート）



高齢者・障害者等からの相談を受けた相談支援機関等（※1）

61.1%



子育て世帯からの相談を受けた相談支援機関等（※2）

33.4%

※1 いきいき支援センター、障害者基幹相談支援センター、仕事・暮らし自立サポートセンター、民生委員・児童委員

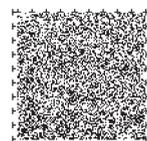
※2 仕事・暮らし自立サポートセンター、地域子育て支援拠点、子育て総合窓口、エリア支援保育所、民生委員・児童委員

多様化・複雑化する生活課題

地域住民が抱える課題は、介護、障害、子育て等にとどまらず、日常生活の全般にわたり種々様々に存在しています。分野の異なる複数の課題を同時に抱えている、例えば以下のような人や世帯への支援においては、分野別の支援の枠組みだけでは、課題の解決が難しいことがあります。

- ・介護と育児に同時に直面している人（ダブルケア）
- ・祖父母や親、きょうだいなど家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもや若者（ヤングケアラー）
- ・高齢の親と就労していない子が同居しており、経済的な困窮も重なって状況が複雑化している世帯（8050問題）等

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が長く続いたことで、今までは普通に暮らしているように見えた人や世帯の問題が浮き彫りになったり、もともと抱えていた問題が深刻化してしまったり、複雑化してしまったりという人や世帯も少なくありません。



Uni-Voice

地域福祉活動への参加と多様な担い手確保の問題

- ・コロナ禍により地域福祉活動が減少し、担い手確保がこれまで以上に困難な状況にある中、地域住民の関心や活動への参加意欲の向上が必要です。
- ・社会福祉法人や企業等の地域福祉活動へのさらなる参画を促す取り組みが必要です。

◎地域活動へのコロナ禍の影響

(関係団体等(※1)へのアンケート)

⇒コロナ禍で中止縮小したままとなっている活動が「ある」と回答した団体の割合

37.3%

⇒活動が中止縮小したままとなっている理由

活動の担い手が減少した	23.0%
中止・縮小している間に、ノウハウが引き継がれなくなった	13.5%
活動の担い手のモチベーションが低下した	12.3%

◎住民同士が協力して問題解決する力を高めるには、特に何が重要だと思いますか。

⇒「社会福祉法人、商店、企業等の地域貢献による支援」と回答した割合

(団体及び相談支援機関等(※2)へのアンケート)

23.3%

◎地域との関わりについて、どのようにお考えですか。

⇒地域と何らかの関わりを持っていきたいと回答した割合

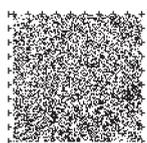
(関係団体等(※3)へのアンケート)

地域で催される祭りなどの行事に参加する等、地域との関わりをつくっていきたい	61.8%
地域住民が行う福祉的な活動に、必要な場所や物を提供していきたい	30.6%
配達の見守りを行うなど、日頃の本来業務に付随して貢献できることがあれば、協力していきたい	23.6%

※1 地域福祉推進協議会、社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体、企業、商店街、市内の大学、民生委員・児童委員

※2 地域福祉推進協議会、社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体、企業、商店街、市内の大学、いきいき支援センター、障害者基幹相談支援センター、仕事・暮らし自立サポートセンター、地域子育て支援拠点、子育て総合窓口、エリア支援保育所、民生委員・児童委員

※3 地域福祉推進協議会、地域福祉に関する懇談会関係団体、社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体、市内の大学



地域福祉推進協議会とは？

誰もが安心して暮らせるまちを目指して、住民が主体的に福祉活動を進めていくため、市内のすべての小学校区に設置されている組織です。

「住民の福祉に対する意識を高める活動」、「住民の相互理解を深めるための交流」、「住民の困りごとの把握」、「さり気ない見守りや身近な地域での相談窓口」、「手助けを必要とする住民への支援」などの活動を実施しています。

2 連携・協働・ネットワーク体制の問題

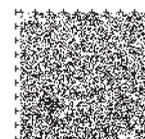
「地域をとりまく現状と福祉課題・生活課題」に共通する課題として、相談支援機関等が様々なサービスや地域の社会資源の情報を十分把握し、必要に応じて速やかに連携・協働することができる関係を作ることが必要です。

- ◎高齢者・障害者等からの相談を受けた相談支援機関等が、既存の制度やサービスでは対応できない相談に対して
⇒「（回答者が）自分で対応した」「対応しなかった・できなかった」と回答した割合（相談支援機関等（※4）へのアンケート）



相談内容 ※回答割合の多かった上位5件	対応					
	他の相談機関、サービスなどにつないだ	他の相談機関などと協力して対応した	地域の支えあいで対応した	家族・親族等と対応した	(回答者が)自分で対応した	特に対応しなかった・対応できなかった
ゴミ出しや掃除	38.9	37.2	54.0	26.5	37.2	4.4
近隣住民に対する苦情への対応	36.4	53.2	9.1	14.3	62.3	6.5
外出支援（通院などの送迎含む）	44.4	34.3	28.3	30.3	41.4	13.1
家の小修繕や庭の手入れなどの家の管理	46.0	21.8	49.4	17.2	16.1	9.2
買い物の手伝い	41.0	26.5	42.2	25.3	38.6	6.0

※4 いきいき支援センター、障害者基幹相談支援センター、仕事・暮らし自立サポートセンター、地域子育て支援拠点、子育て総合窓口、エリア支援保育所、民生委員・児童委員



基本理念

人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できる都市、名古屋を目指して

基本目標

地域共生社会の実現に向けて、市民、地域に関わる多様な団体、社会福祉協議会や行政が互いに手を携えて連携・協働し、誰もが役割を持って、つながり支えあいながら、自分らしく暮らし活躍できる地域を目指します。

福祉課題・生活課題

地域でのつながりの希薄化と孤独・孤立の状態にある人の問題

支援が必要な人と必要な支援が結びついていないことの問題

地域福祉活動への参加と多様な担い手確保の問題

連携・協働・ネットワーク体制の問題

方向性

1

つながり支えあう地域をつくる

～孤独・孤立の状態を生まない地域を目指す～

2

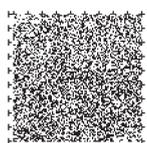
一人ひとりの「暮らし」に寄り添い支える仕組みをつくる

～支援を求めている人、手助けが必要な人を支える～

3

地域で活動する多様な担い手を育む

～人、場、活動、情報などの社会資源がつながる地域づくり～



方策

① 孤独・孤立の状態を生まない地域づくり

- I. 高齢者、障害者、子育て世帯、外国人市民等様々な住民が地域で共に生きるためのつながりの創出
- II. 見守り活動の再興と充実

② 困ったときに支えあい助けあえる地域づくり

- I. 住民が主体的に地域課題に取り組むことができる、持続可能な地域をつくるための仕組みづくり
- II. 災害時に備える日頃からの支えあいの取り組みの推進
- III. 避難生活における福祉的な配慮

③ 様々な困りごとを包括的に受け止め支える仕組みづくり

- I. 相談窓口や公的サービス等の利用促進
- II. どのような困りごとでも断らない包括的な相談支援体制やアウトリーチ支援の推進
- III. 生活困窮、ひきこもり、住まい、自殺対策の取り組みや、犯罪をした人の社会復帰に関する支援の推進

④ 地域で安心して暮らし続けるための支援の仕組みづくり(権利擁護の推進)

- I. 誰もが意思決定を尊重され、地域で自分らしく安心して暮らし続けるための支援の推進
- II. 高齢者、障害者、児童等に対する虐待や配偶者に対する暴力の予防、早期発見と相談支援の推進

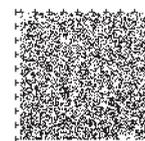
⑤ 「支え手」「受け手」の関係を超えて誰もが活躍できる地域づくり

- I. 「知る・学ぶ」を通じた地域福祉の意識づくり
- II. 誰もが意欲を持ち能力を発揮しながら地域福祉活動に参加できる機会の提供

⑥ 多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進

- I. 社会福祉法人等による地域における公益的な取り組みの促進
- II. 企業の社会貢献活動等との協働
- III. 地域福祉活動を支える環境整備

3つの「取り組むべき方向性」を支える連携・協働の仕組みづくり



方向性① つながり支えあう地域をつくる

方策① 孤独・孤立の状態を生まない地域づくり

I. 高齢者、障害者、子育て世帯、外国人市民等様々な住民が地域で共に生きるためのつながりの創出

- 1) 小学校区を圏域として福祉活動を進めていくための組織である「地域福祉推進協議会」の活動を支援します。



★事例 地域福祉推進協議会の取り組み

中村区の豊臣学区では、ひとり暮らしや夫婦のみ世帯の高齢者宅などを訪問して、困りごとを直接伺う「出前相談」を行い、日々困りごとの解決に取り組んでいます。

- 2) 住民同士の様々なつながりをつくる、住民による活動を支援します。

★事例 ふれあい・いきいきサロンの取り組み

名東区の極楽学区では、有志のボランティアによる集いの場として、ふれあい・いきいきサロン「ちくたく」を週1回開催しています。男女を問わず食事を囲んで気軽に参加してもらえる雰囲気心がけています。



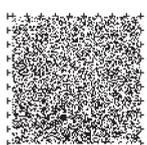
- 3) 多様性を理解しあい、様々な人が立場や背景を超えて参加できる共生型の地域づくりを進めます。
- 4) 同じ悩みを抱えた当事者や家族が出会う場、機会づくりを支援します。

II. 見守り活動の再興と充実

- 1) 地域福祉推進協議会による「ふれあいネットワーク活動」等の見守り活動が円滑・活発に行われるように支援します。
- 2) 地域における見守り活動の充実を図り、孤立しがちな人や世帯を見守る仕組みづくりを進めます。
- 3) 地域の身近な商店や企業、社会福祉法人などに対し、連携して地域での見守り活動を行うための働きかけを実施

★事例 高齢者の見守りにかかる協力事業者登録制度

平成26年9月から導入した高齢者見守り協力事業者の登録という簡便な手続きによって、より多くの民間事業者にとり暮らし高齢者の見守り活動に参加していただき、高齢者の孤立防止活動の幅を広げていきます。



方策② 困った時に支えあい助けあえる地域づくり

I. 住民が主体的に地域課題に取り組むことができる、持続可能な仕組みづくり

- 1) 困りごとや生活のしづらさなどを抱えた住民を、住民相互の協力による生活支援に結びつけるための仕組みづくりを進めます。

★事例 地域支えあい事業の取り組み

昭和区の吹上学区では、学区内に一軒家が多いため、庭の草取りや庭木切り等のニーズが多くなっています。また、生活支援活動を行った際に、ご近所ボランティアがその後も時々対象者の様子を見に行くなど、継続した支援を行っています。



- 2) 地域の生活支援ニーズを把握し、生活支援の基盤整備と充実を図ります。
- 3) 地域住民等が地域の課題に関心を持って自らの事として考え、支えあうことのできる持続可能な地域づくりを支援します。

II. 災害に備える日頃からの支えあいの取り組みの推進

- 1) 「助け合いの仕組みづくり」や個別避難計画など、災害が発生したときに支援を必要とする人への支援を充実させます。

★事例 災害ボランティアセンター三者合同研修

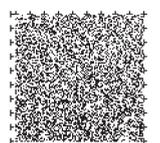
なごや防災ボラネット・社協・市の主催による「災害ボランティアセンター三者合同研修」は、災害ボランティアセンターの設置・運営に関わる三者等が年に1回顔の見える関係づくりをし、情報共有・検討する機会を設けています。



- 2) 災害ボランティアの円滑な受け入れと効果的な活動を促進するための体制づくりを行います。
- 3) 防災に関する訓練、研修や啓発において、福祉的な配慮を必要とする人への視点をもって対応します。

III. 避難生活における福祉的な配慮

- 1) 福祉的な配慮に対応した避難所環境を整備するとともに、避難所運営のあり方の検討を進めます。
- 2) 福祉的な配慮を必要とする人が在宅で避難生活を送る場合の支援のあり方について検討を進めます。



方向性② 一人ひとりの「暮らし」に寄り添い支える仕組みをつくる

方策③ 様々な困りごとを包括的に受け止め支える仕組みづくり

I. 相談窓口や公的サービス等の利用促進

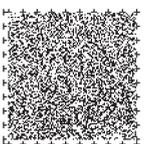
- 1) 多様な相談窓口やサービス、社会資源をわかりやすく市民や支援者、相談支援機関等に情報提供するとともに、担当分野を超えた相談であっても、適切な機関につなぐことができる体制づくりを進めます。
- 2) サービスの評価や内容の開示を進めます。
- 3) 身近な生活の困りごとなどを地域で相談しあえる住民相談窓口の設置を進めます。

II. どのような困りごとでも断らない包括的な相談支援とアウトリーチによる支援の推進

- 1) 各相談支援機関が、困りごとを抱えた人を受け止め、関係機関との連携により対応する包括的な相談支援を推進します。
- 2) 相談することができない人や世帯へ支援を届けるため、アウトリーチの取り組みを進めます。
- 3) 生活課題を抱えて孤立している人が、地域とつながることができるよう取り組みを進めます。

III. 生活困窮、ひきこもり、住まい、自殺対策の取り組みや犯罪をした人の社会復帰に関する支援の推進

- 1) 生活困窮者の自立に向けた支援を進めます。
- 2) ひきこもり状態にある人とその家族を支援する取り組みを進めます。
- 3) 住宅の確保に配慮を要する人への住まいの確保や生活支援等の促進に向けた取り組みを進めます。
- 4) 自殺の危険がある人のサインに気づき、未然に防ぐ取り組みを進めます。
- 5) 犯罪をした人の円滑な社会復帰を支援するための取り組みを進めます。
- 6) 関係機関の連携による支援や、課題を抱えている人を適切に支援につなげるための地域づくりを進めます。



方策④ 地域で安心して暮らし続けるための支援の仕組みづくり (権利擁護の推進)

I. 誰もが意思決定を尊重され、地域で自分らしく安心して暮らし続けるための支援の推進

- 1) 地域住民が権利擁護への理解を深め、日頃の気づきから必要な権利擁護支援へとつなげるための取り組みを進めます。
- 2) 判断能力が不十分な人が地域で安心して生活が送れるよう、金銭管理や財産保全などを行うとともに、迅速かつ適切なサービス提供に必要な取り組みを進めます。
- 3) 判断能力が不十分な人の権利や財産を守る「成年後見制度」の利用促進を図ります。
- 4) 支援に関わるすべての人が本人による意思決定を尊重し、誰もが自分らしい生活を送るための仕組みをつくります。
- 5) 消費者被害のトラブルなどに関する相談を受けます。

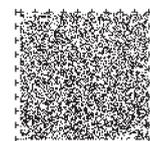
II. 高齢者、障害者、児童等に対する虐待や配偶者に対する暴力の予防、早期発見、相談支援の推進

- 1) 虐待のない地域社会を目指して、一人ひとりを地域全体で見守る機運を高めます。
- 2) 高齢者、障害者、児童等に対する虐待や配偶者に対する暴力の予防、早期発見、相談支援などを行います。



★事例 オレンジリボンキャンペーンの取り組み

平成25年4月に施行された「名古屋市児童を虐待から守る条例」では、毎年5月と11月を「児童虐待防止推進月間」と定めており、様々な取り組みを実施しています。



方向性③ 地域で活躍する多様な支え手を育む

方策⑤ 「支え手」「受け手」の関係を超えて誰もが活躍できる地域づくり

I. 「知る・学ぶ」を通じた地域福祉の意識づくり

- 1) 福祉的な配慮や支援に関する情報を発信し、属性や世代に関わらず誰もが気軽に福祉活動に参加できる機運を醸成します。
- 2) 地域住民が身近な福祉課題の解決を試みる活動を支援します。



★事例 支えあいマップづくりの推進

緑区の相原民生委員児童委員協議会では、地域住民にとって関心が高い「災害時の助け合い」をテーマに、支援が必要な人と周辺にお住まいの方との日頃の助け合い、支えあいの状況を住宅地図に図示して点検する取り組みを行っています。

- 3) 学校や地域における福祉教育・福祉学習の推進を図ります。

★事例 子どもの体験型福祉学習イベント

港区社協では、子どもたちが生活に密着した知識を身に付ける学びの場や、世代や国籍、障がいの有無を超えた交流活動を企画・実施し、身近な体験から「ふくし」に触れるきっかけづくりをしています。



II. 誰もが意欲を持ち能力を発揮しながら地域福祉活動に参加できる機会の提供

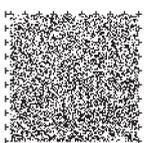
- 1) 様々な地域福祉活動を周知するとともに、ライフスタイルや興味等に応じて活動に参加するための取り組みを進めます。

★事例 「ライ麦プロジェクト」の取り組み



守山区社協では、高齢者・障害者・子どもといった世代や、支える人・支えられる人といった固定的な立場にとらわれることなく、それらの垣根を超えて、あらゆる人が地域活動に参加できる「ライ麦プロジェクト」を推進しています。一人ひとりが地域の中で役割（しごと）を持つことで、人とのつながりを深め、自分らしくいきいきと暮らせるまちづくりを目指しています。

- 2) 若年層地域の課題解決を体験し、自らが地域社会の一員であることを実感する機会の提供を進めます。
- 3) 地域福祉活動の担い手となるための機会の提供や試みを進めます。



方策⑥ 多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進

I. 社会福祉法人等による地域における公益的な取り組みの促進

- 1) 社会福祉法人等による地域における公益的な取り組みを促進します。
- 2) 社会福祉法人や福祉施設・事業所等による担当分野の専門性を活かした支援を促進します。

II. 企業の社会貢献活動等との協働

- 1) 商店や企業等の社会貢献活動のマッチング及び勤労者の地域福祉活動への参加を促進します。
- 2) 商店や企業等に地域の福祉活動を周知し、課題解消につながる活動への参画を促進します。

III. 地域福祉活動を支える環境整備

- 1) 地域福祉の担い手に対して、地域や活動の実情に応じた支援を進めます。
- 2) 地域の中で、社会福祉法人や企業等がつながる場や機会を創出します。
- 3) 地域福祉活動の拠点づくりや助成を通じた活動支援を進めます。

方策を効果的に推進するための取り組み

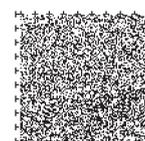
3つの「取り組むべき方向性」を支える連携・協働の仕組みづくり

- 1) 相互理解を図り、顔の見えるつながりづくりを支援します。
- 2) 地域や分野を超えた連携・協働を進めます。
- 3) 個人情報取り扱いと管理についての理解促進を図るとともに、地域福祉活動のための個人情報の共有のあり方を整理します。

第5章 計画の進行管理と評価

「地域福祉に関する懇談会幹事会・ワーキング」において進行管理を行い、「地域福祉に関する懇談会」に報告し、意見聴取することにより年度評価を行います。

計画全体の進行状況については、進行を管理するための指標を、名古屋市総合計画2028で掲げた成果指標の中から設定した上で、年度ごとに計画全体及び取り組むべき方向性ごとの進行管理と評価を行います。



第2期名古屋市成年後見制度利用促進計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人の権利を守り、生活や財産を法律的に支援する制度です。

本市では、令和2年3月に名古屋市成年後見制度利用促進計画を策定し、成年後見あんしんセンターを権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関に位置づけ、成年後見制度の利用促進に取り組んできました。

一方、認知症高齢者などの増加に伴い、権利擁護支援のニーズも増加する見込みであり、今後は、日常生活自立支援事業などの既存の支援の充実や、新たな支援策の検討など、成年後見制度を含む権利擁護支援を総合的に充実させていくことが必要です。

これらを踏まえ、支援が必要な人を適切な権利擁護支援につなぎ、その人の権利が守られる地域づくりを目指し、第2期名古屋市成年後見制度利用促進計画を策定するものです。

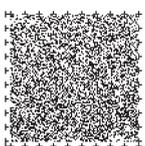
2 計画の位置づけ

本計画は成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく本市の成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画です。また、「なごやか地域福祉2029（第4期名古屋市地域福祉計画・第7次名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画）」との整合性を図り、連携した取り組みを進めます。

3 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4 計画の策定体制



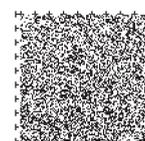
本計画は、法律・福祉の専門職団体、相談支援機関、家族会などの代表者で構成する、「成年後見制度利用促進に関する懇談会」の意見などを踏まえ策定しました。

1 本市における現在の取り組み

- (1) 成年後見あんしんセンターの運営（広報・啓発、専門相談、後見人への支援など）
- (2) 成年後見制度利用支援事業の実施（市長申立、後見報酬などの助成）
- (3) 障害者・高齢者権利擁護センターの運営（金銭管理サービスなど）
- (4) あんしんエンディングサポート事業の実施（生前の見守り・葬儀納骨など）
- (5) 相談支援機関による権利擁護支援の実施（相談対応）

2 権利擁護支援の充実に向けた課題

区分	主な課題
支援の必要な人を迅速かつ適切に成年後見制度につなぐための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・後見人が選任されるまでの時間の短縮に向けた取り組みが必要 ・本人と後見人候補者による申立て前の面談の実施など、本人のニーズに合った後見人候補者を推薦するための取り組みが必要
成年後見制度の利用者の増加を見据えた後見人の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な専門職や市民後見人、法人後見実施団体への受任拡大などにより、後見人の担い手を確保することが必要 ・国の動向を注視しつつ、後見人への報酬助成の拡充に向けた検討が必要
安心して成年後見制度を利用していただくための相談支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・後見人への苦情などに関する対応の強化が必要 ・福祉・医療に関する調整などが必要な困難ケースについて、後見人への相談支援の強化が必要
総合的な権利擁護支援策の充実	【日常生活自立支援事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者・高齢者権利擁護センターによる金銭管理サービスなどを利用するまでの待機期間の短縮が必要 ・サービス内容を含め、センターの広報・啓発が必要
	【意思決定支援】 <ul style="list-style-type: none"> ・市民向けの広報啓発や支援者向け研修の開催など、意思決定支援を推進する取り組みが必要
	【事前に備える制度の利用促進】 <ul style="list-style-type: none"> ・任意後見制度や民事信託に関する市民向け説明会の開催など、事前に備える制度の適切な利用の促進に向けた取り組みが必要
	【身寄りのない人の権利擁護支援】 <ul style="list-style-type: none"> ・身寄りのない人が求める支援ニーズについて、支援策の検討が必要



第3章 計画が目指すもの

1 基本理念

人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、
活躍できる都市、名古屋を目指して

2 基本目標

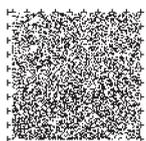
認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人が必要な支援を受けながら、一人ひとりの意思が尊重され、その意思に基づき、自分らしく生きていくために、地域における連携した支援の仕組みづくりを推進します。

第4章 取り組みの展開

権利擁護支援が必要な人の意思が尊重され、成年後見制度を自分らしい生活を実現するための制度として利用できるよう、引き続き、地域連携ネットワークによる権利擁護支援の推進を図るとともに、総合的な権利擁護支援策の充実を図ります。

1 地域連携ネットワークによる権利擁護支援の推進

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談対応」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用」という3つの役割を念頭に、地域のチーム、中核機関、法律・福祉の専門職団体や相談支援機関などで構成する協議会が有機的に連携し、権利擁護が必要な人を地域全体で支援します。



【成年後見あんしんセンターの運営】

- ① 広報・啓発
 - ・ 市民向け広報・啓発
 - ・ 地域での早期発見のための広報・啓発
- ② 相談受付・アセスメント・支援策の検討
 - ・ 個別相談
 - ・ 地域の相談支援機関及びチーム会議に対するバックアップ支援
- ③ 成年後見制度の利用促進
 - ・ 迅速かつ適切に成年後見制度につなぐための支援
 - ・ 利用者のニーズに合った候補者推薦
 - ・ 後見人の確保と支援
 - ・ 日常生活自立支援事業など関連制度との連携
 - ・ 成年後見制度利用支援事業の実施
- ④ 後見人への支援
 - ・ 研修会、相談会の開催
 - ・ 個別相談
 - ・ 個別支援
 - ・ 市民後見人への支援・監督
 - ・ 法人後見団体への支援

【協議会の運営】

- ① 中核機関の取り組みや課題などに対する協議
 - ・ 多様な後見人候補者を推薦する仕組みづくり
 - ・ 各専門職団体の協力体制の整備
 - ・ 権利擁護支援に関する地域課題の検討
- ② 家庭裁判所との情報交換・調整

2 総合的な権利擁護支援策の充実

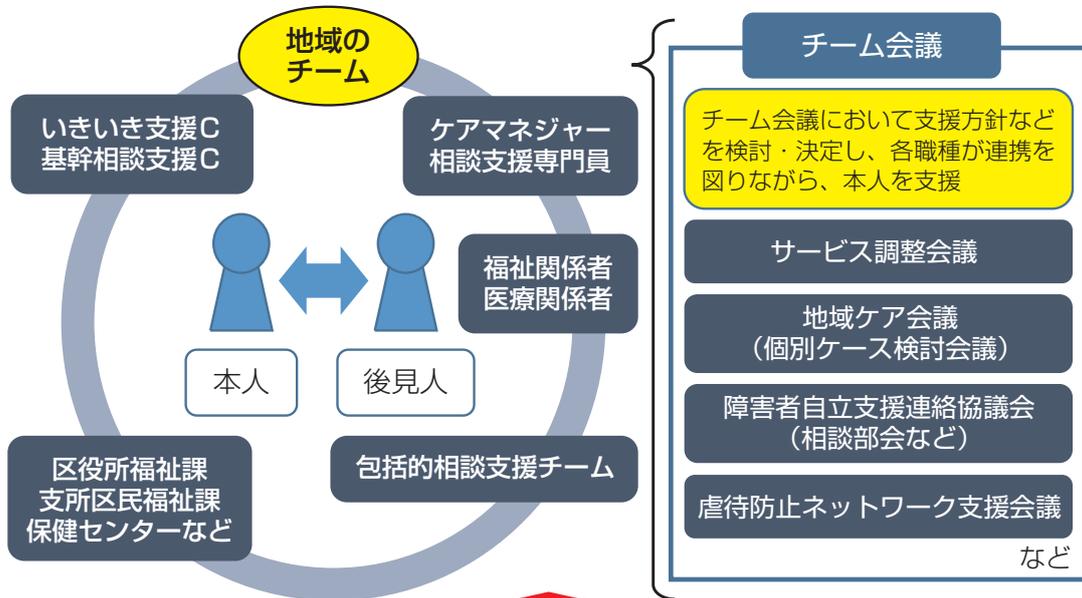
認知症高齢者などの増加に伴う、権利擁護支援ニーズの多様化に対応するため、日常生活自立支援事業などの既存の支援の充実や、新たな支援策の検討など、権利擁護支援策を総合的に充実させていきます。

- ① 日常生活自立支援事業の迅速かつ適切な提供
 - ・ 障害者・高齢者権利擁護センターの待機期間の短縮
 - ・ 広報・啓発
- ② 意思決定支援の推進
 - ・ 市民向け広報・啓発
 - ・ 支援者向け研修の開催
- ③ 事前に備える制度の適切な利用の促進
 - ・ 任意後見制度や民事信託などの制度について、市民向け説明会の開催
- ④ 身寄りのない人等の権利擁護支援
 - ・ 身寄りのない人が求める支援ニーズについて、行政が支援すべき対象者や支援方法などの検討



第4章 取り組みの展開

[地域連携ネットワークのイメージ]



権利擁護支援の課題について
対応できるよう、専門的支援を実施

成年後見あんしんセンター（中核機関）

【専門的支援】

専門職団体の協力や、協議会の意見を聴きながら、以下の取り組みを実施

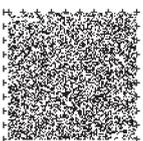
- ① 広報・啓発
- ② 相談受付・アセスメント・支援策の検討
- ③ 成年後見制度の利用促進
- ④ 後見人への支援

協議会

[法律・福祉の専門職団体、関係機関、家庭裁判所 など]

- ・中核機関の取り組みや課題などに対する協議
- ・家庭裁判所との情報交換・調整

第5章 計画の進行管理と評価



Uni-Voice

本計画の進行管理・評価は、「成年後見制度利用促進に関する懇談会」から意見を聴取することにより行います。

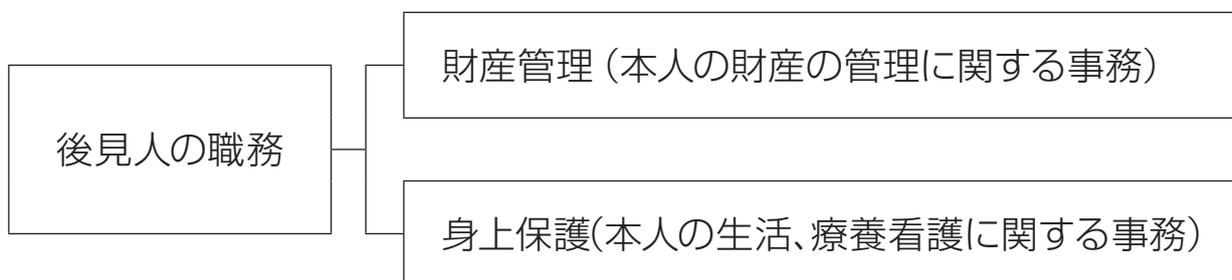
(参考) 成年後見制度の概要

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

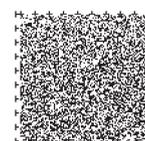
法定後見制度は、本人の判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所によって成年後見人が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、「補助」、「保佐」、「後見」の3つの類型があります。

類型	補助	保佐	後見
対象	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	常に判断能力を欠いている人

後見人は、本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わり、財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによって、本人を保護・支援します。



任意後見人制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人が選んだ人（任意後見人）に判断能力が低下した場合に代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。





なごやか地域福祉2029

第4期名古屋市地域福祉計画
第7次名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画

第2期名古屋市成年後見制度利用促進計画

【概要版】

◆発行年月 令和7年4月

◆発行・編集

【なごやか地域福祉2029】

名古屋市健康福祉局地域共生推進部地域共生推進課
〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話 話:052-972-2548

ファクシミリ:052-955-3367

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進部
〒462-8558

名古屋市北区清水四丁目17の1

名古屋市総合社会福祉会館5階

電話 話:052-911-3193

ファクシミリ:052-917-0702

なごやか地域福祉2029 検索

【名古屋市成年後見制度利用促進計画】

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課
〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話 話:052-972-2549

ファクシミリ:052-955-3367

